

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	高等学校等就学支援金の支給に関する事務(公立学校)基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

神奈川県教育委員会は、高等学校等就学支援金の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

神奈川県教育委員会

公表日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	高等学校等就学支援金の支給に関する事務(公立学校)
②事務の概要	<p>高等学校等(以下「学校」という。)の生徒は、高等学校等就学支援金(以下「就学支援金」という。)の支給に関する法律(平成22年法律第18号。以下「就学支援金に関する法律」という。)に基づき、その授業料に充てるために就学支援金の支給を受けることができる。</p> <p>申請をする生徒(以下「生徒」という。)が就学支援金を受給するためには、親権者を含む保護者(以下「保護者等」という。)の所得が一定基準未満であることが要件となっているため、保護者等の税額情報を情報提供ネットワークシステムを通じて照会し、受給資格の判定を行う。</p> <p>具体的には、以下の手順に従い、特定個人情報の取扱いを行う。</p> <p>①就学支援金の受給を希望する生徒からの、受給資格認定の申請(1学年時の4月入学時) ②就学支援金の受給を希望する生徒からの、保護者等の個人番号の提出 ③保護者等の個人番号のデータ化 ④情報提供ネットワークシステムを利用した、市町村への保護者等の税額情報の照会 ⑤上記④で取得した保護者等の税額情報を基にした、受給資格の認定、支給額の判定 ⑥受給資格の認定、支給額の判定結果の通知 ⑦受給資格認定を受けた生徒が引き続き就学支援金の受給申請をする場合に、保護者等の収入状況を確認するため、各学年時の7月に上記④～⑥を実施 ⑧4月申請で不認定となった生徒のうち、新年度の保護者等の収入状況が所得要件を満たし申請が可能となった場合は、7月に上記①及び④～⑥を実施</p>
③システムの名称	高等学校等就学支援金事務処理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム
2. 特定個人情報ファイル名	
1 台紙入力シート 2住基ネット照会結果 3 台紙入力シート作成・住基照会	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第一 91の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第66条 ・就学支援金に関する法律施行規則 第3条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	番号法第19条第8号、同法別表第二113の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第58条各号
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	教育委員会教育局行政部財務課財務指導グループ
②所属長の役職名	財務課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	神奈川県政策局政策部情報公開広聴課 〒231-8588 横浜市中区日本大通1 TEL 045-210-3714 教育委員会教育局行政部財務課財務指導グループ 〒231-8588 横浜市中区日本大通1 TEL 045-210-8113
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	教育委員会教育局行政部財務課財務指導グループ 〒231-8588 横浜市中区日本大通1 TEL 045-210-8113

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[10万人以上30万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び重点項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="checkbox"/>] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [<input type="checkbox"/>] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [<input type="checkbox"/>] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="checkbox"/>] 自己点検	[<input type="checkbox"/>] 内部監査 [] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年12月3日	評価書名	高等学校等就学支援金の支給に関する事務(公立学校)に係る個人情報保護評価書(基礎項目評価)	高等学校等就学支援金の支給に関する事務(公立学校) 基礎項目評価書	事後	時点修正
令和1年6月27日	Ⅳ リスク対策	なし	新様式への変更に伴い、「Ⅳ リスク対策」が追加	事後	時点修正
令和2年10月14日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数	平成30年1月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	時点修正
令和2年10月14日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数	平成30年1月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	時点修正
令和3年8月18日	Ⅰ 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	神奈川県教育庁行政部財務課財務指導グループ 〒231-8509 横浜市中区日本大通33	神奈川県教育庁行政部財務課財務指導グループ 〒231-8588 横浜市中区日本大通1	事後	執務室の移転に伴う修正
令和3年8月18日	Ⅰ 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	〒231-8509 横浜市中区日本大通33	〒231-8588 横浜市中区日本大通1	事後	執務室の移転に伴う修正
令和3年8月18日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	時点修正
令和3年8月18日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	時点修正
令和3年9月1日	Ⅰ 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事前	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴う修正
令和4年7月8日	Ⅰ 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	・一定基準以下 ・保護者等のマイナンバーカード(通知カードも可。以下同様)	・一定基準未満 ・保護者等の個人番号	事後	時点修正
令和4年7月8日	Ⅰ 関連情報 2. 特定個人情報ファイル名	就学支援金特定個人情報ファイル(公立学校)	1 台紙入力シート 2 住基ネット照会結果 3 台紙入力シート作成・住基照会	事後	時点修正
令和4年7月8日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	時点修正
令和4年7月8日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	時点修正
令和4年7月8日	Ⅳ リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱い委託	[]委託しない	[○]委託しない	事後	時点修正
(公表日)	Ⅰ 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	就学支援金の受給を希望する生徒からの、保護者等のマイナンバーカードの写しの提出	就学支援金の受給を希望する生徒からの、保護者等の個人番号の提出	事後	時点修正
(同上)	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	時点修正
(同上)	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	時点修正

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	高等学校等就学支援金の支給に関する事務(公立学校)重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

神奈川県教育委員会は、高等学校等就学支援金の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

神奈川県教育委員会

公表日

[平成30年5月 様式3]

項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

システム4									
①システムの名称	住民基本台帳ネットワークシステム(都道府県サーバー部分の機能について記載)								
②システムの機能	<p>1 本人確認情報の更新 都道府県知事保存本人確認情報ファイルを最新の状態に保つため、市町村を經由して通知された本人確認情報の更新情報を元に当該ファイルを更新し、全国サーバーに対して当該本人確認情報の更新情報を通知する。</p> <p>2 都道府県の執行機関への情報提供 都道府県の執行機関による住民基本台帳法に基づく情報照会に対応するため、照会のあった当該個人の個人番号又は基本4情報(氏名、住所、性別、生年月日)等に対応する本人確認情報を都道府県知事保存本人確認情報ファイルから抽出し、照会元に提供する。</p> <p>3 本人確認情報の開示 法律に基づく住民による自己の本人確認情報の開示請求に対応するため、当該個人の本人確認情報を都道府県知事保存本人確認情報ファイルから抽出し、帳票に出力する。</p> <p>4 機構への情報照会 全国サーバーに対して住民票コード、個人番号又は基本4情報の組合せをキーとした本人確認情報照会要求を行い、該当する個人の本人確認情報を受領する。</p> <p>5 本人確認情報検索 代表端末又は業務端末において入力された基本4情報の組合せをキーに都道府県知事保存本人確認情報ファイルを検索し、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。</p> <p>6 本人確認情報整合 都道府県知事保存本人確認情報ファイルの正確性を担保するため、市町村から本人確認情報を受領し、当該本人確認情報を用いて当該ファイルに記録された本人確認情報の整合性確認を行う。</p>								
③他のシステムとの接続	<table border="0"> <tr> <td><input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム</td> <td><input type="checkbox"/> 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td><input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 宛名システム等</td> <td><input type="checkbox"/> 税務システム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> その他 (</td> <td>)</td> </tr> </table>	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム	<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム	<input type="checkbox"/> 宛名システム等	<input type="checkbox"/> 税務システム	<input type="checkbox"/> その他 ()
<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム								
<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム								
<input type="checkbox"/> 宛名システム等	<input type="checkbox"/> 税務システム								
<input type="checkbox"/> その他 ()								
3. 特定個人情報ファイル名									
1 台紙入力シート 2 住基ネット照会結果 3 台紙入力シート作成・住基照会									
4. 個人番号の利用 ※									
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第一 91の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第66条 ・就学支援金に関する法律施行規則 第3条 								
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※									
①実施の有無	<table border="0"> <tr> <td><input type="checkbox"/> 実施する</td> <td><input type="checkbox"/> 実施しない</td> <td><input type="checkbox"/> 未定</td> </tr> </table> <p style="text-align: right;"><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>	<input type="checkbox"/> 実施する	<input type="checkbox"/> 実施しない	<input type="checkbox"/> 未定					
<input type="checkbox"/> 実施する	<input type="checkbox"/> 実施しない	<input type="checkbox"/> 未定							
②法令上の根拠	番号法第19条第8号、同法別表第二113の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第58条各号								
6. 評価実施機関における担当部署									
①部署	教育委員会行政部財務課								
②所属長の役職名	財務課長								
7. 他の評価実施機関									

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
1 台紙入力シート 2 住基ネット照会結果 3 台紙入力シート作成・住基照会	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	神奈川県内の公立高等学校に在学する生徒の保護者等
その必要性	就学支援金の受給資格認定申請、収入状況届出の審査にあたり、生徒の保護者等の所得情報を照会する必要があるため。
④記録される項目	[10項目以上50項目未満] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
その妥当性	<p>1 識別情報 ・個人番号及びその他識別情報: 情報照会対象者(保護者等)を一意に特定するために保有する。</p> <p>2 連絡先等情報 ・4情報: 生徒が提出した保護者等の個人番号に誤りがないことを必要に応じて基本4情報と突合して確認するために保有する。 ・連絡先(電話番号等)及びその他住民票関係情報 生徒や保護者等への連絡のために保有する。</p> <p>3 業務関係情報 ・地方税関係情報: 保護者等の所得情報を基に、就学支援金の支給を受ける資格を有することを判定するために保有する。 ・学校・教育関係情報: 生徒が就学支援金の支給を受けようとするときは、その在学する学校の設置者を通じて就学支援金の支給を受ける資格を有することについての認定を申請し、その認定を受けなければならないため、生徒の学校情報を保有する。</p>
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成31年3月
⑥事務担当部署	教育局財務課財務指導グループ

3. 特定個人情報の入手・使用									
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 () <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 () <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 () <input type="checkbox"/> 民間事業者 () <input checked="" type="checkbox"/> その他 (学校、住民基本台帳ネットワークシステム)								
②入手方法	<input checked="" type="checkbox"/> 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [] 専用線 [] 庁内連携システム <input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input checked="" type="checkbox"/> その他 (就学支援金事務処理システム)								
③使用目的 ※	生徒が、就学支援金に関する法律第3条2項3号又は同法第5条2項に定める者に該当するか審査を行う必要があるため。								
④使用の主体	使用部署	教育局財務課財務指導グループ							
	使用者数	[10人以上50人未満] <table border="0" style="display: inline-table; vertical-align: top; margin-left: 20px;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"><選択肢></td> </tr> <tr> <td>1) 10人未満</td> <td>2) 10人以上50人未満</td> </tr> <tr> <td>3) 50人以上100人未満</td> <td>4) 100人以上500人未満</td> </tr> <tr> <td>5) 500人以上1,000人未満</td> <td>6) 1,000人以上</td> </tr> </table>	<選択肢>		1) 10人未満	2) 10人以上50人未満	3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満	5) 500人以上1,000人未満
<選択肢>									
1) 10人未満	2) 10人以上50人未満								
3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満								
5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上								
⑤使用方法		生徒が就学支援金に関する法律第3条2項3号又は同法第5条2項に定める者に該当するかの審査を行うため、保護者等の課税情報を保護者等の個人番号を利用して把握し、把握した課税情報を基に受給資格認定および支給額の判定を行う。							
	情報の突合	申請書等に記載された保護者等の氏名、性別等の情報と、提出されたマイナンバーカードの写しを突合し、個人番号に誤りがないことを確認する。							
⑥使用開始日	平成31年3月1日								

6. 特定個人情報の保管・消去

保管場所 ※	<p>1 就学支援金事務処理システム 就学支援金事務処理システムが設置されているデータセンターは、以下の対策を実施している。</p> <ul style="list-style-type: none">・昼夜間問わず警備員が常駐・館内巡回し、入退館を24時間管理・監視カメラ等によって、入退館時・機器設置室への入退室時及びラック周囲、通路の状況を監視・記録・入管・入室の際に、センター要員による立合が必須・機器設置室の入室の際に、事前申請と写真身分証の提示を義務付け・機器設置室への入室の際にはICカードを使用し、入退室記録が自動的に取得される設備を保有・問題等発生時には、入退室者の特定が可能 <p>2 特定個人情報等が記録された書類及び電子記録媒体 特定個人情報等が記録された書類及び電子記録媒体は、施錠できるキャビネット等に保管し、部外者が入室できないよう物理的な対策を実施する。</p> <p>3 神奈川県における措置</p> <ul style="list-style-type: none">・特定個人情報は、データセンターに設置されたシステムのデータベース内に保存され、執務室で利用する端末内には特定個人情報は保存されない。・データセンターへの入館及びサーバー室への入室は厳重に管理されている。 <p>4 中間サーバー・プラットフォームにおける措置</p> <ul style="list-style-type: none">・中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置している。データセンターへの入館、及びサーバー室への入室を行う際は、警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。・特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。
--------	---

7. 備考

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

- ・生徒ログインID
- ・生徒ふりがな
- ・生徒氏名
- ・学校名
- ・生徒学年・クラス・出席番号
- ・保護者等ID(業務宛名番号)
- ・個人番号(保護者等)
- ・保護者等ふりがな
- ・保護者等氏名
- ・保護者等生年月日
- ・保護者等メールアドレス
- ・保護者等の課税地機関コード
- ・課税年度
- ・市町村民税所得割額
- ・都道府県民税所得割額
- ・配偶者控除等情報
- ・課税所得額(課税標準額)
- ・市町村民税調整控除額
- ・市町村民税均等割額
- ・本人該当区分情報
- ・生活扶助の有無

※保護者等の情報は生徒1名につき、原則として2名分を記録する。

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
1 台紙入力シート 2 住基ネット照会結果 3 台紙入力シート作成・住基照会	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・申請者向けの説明資料において、添付書類の名称を具体的に指定することで、必要のない情報や対象者が含まれるリスクを軽減する。また、提出時に必要のない情報等が含まれていた場合には返却や不要な箇所に黒塗りをを行う等の対応を徹底する。 ・業務遂行にあたっては、申請書に記載された以外の情報は使用しない。申請書には、取得が認められない特定個人情報に係る情報に関する記載欄を設けないほか、職員に対しては、口頭であっても、不要な情報を取得しないように指示する。 ・申請書の様式は文部科学省が定めた様式、または専用のシステムを使用するため、必要のない情報が含まれるリスクの発生を軽減する。 ・特定個人情報を照会できる職員を必要最小限に限定し、漏えい・紛失のリスクを軽減する。
リスクへの対策は十分か	<p style="text-align: center;">[十分である]</p> <p style="text-align: center;">< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>1 高等学校等就学支援金事務処理システムにおける措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就学支援金事務処理システムでは個人番号を保有することになる。情報提供ネットワークシステムを通じて入手した保護者等の所得に関する情報のみを登録する。 ・上記の内容について事務処理手続きに記載し、研修等の機会を通じて職員に徹底する。 <p>2 団体内統合宛名システムにおける措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報照会によって取得した特定個人情報については、事務ごとに独立した領域に保存し、事務を超えた紐付けは一切行わない仕組みとしている。 ・各事務が情報提供のために統合宛名システムに登録した情報については、照会者元の事務から参照可能な情報のみを参照できるようアクセス制限を行う。
リスクへの対策は十分か	<p style="text-align: center;">[十分である]</p> <p style="text-align: center;">< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>

リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	<p>1 就学支援金事務処理システム</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就学支援金事務処理システムでは、就学支援金事務を実施する職員以外がシステムを参照できないよう、職員ごとに異なるIDを付与している。 ・パスワードについては、最長有効期間を定め、定期的に更新を実施するようシステムで制御するとともに、文字種の混在や桁数についても条件を設定する。 ・上記の内容について事務処理手続きに記載し、研修等の機会を通じて職員に徹底する。 <p>2 団体内統合宛名システム</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全てのシステム利用者に発行するユーザID、登録されたパスワード及びICカードで2要素認証を行う。なお、共用のユーザIDは使用しない。 ・全てのシステム利用者に、各人が取り扱うことができる事務の範囲及び個人番号取扱い権限(アクセス権限)の有無を決定する。 ・アクセス権限を付与するシステム利用者は必要最小限に限定する。 ・退職や異動でシステム利用者でなくなった者のユーザIDは、速やかに抹消する。 <p>3 住民基本台帳ネットワークシステム</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全てのシステム利用者に発行するユーザID及び静脈認証でログイン認証を行う。なお、共用のユーザIDは使用しない。 ・アクセス権限を付与するシステム利用者は必要最小限に限定する。 ・退職や異動でシステム利用者でなくなった者のユーザIDは、速やかに抹消する。
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p>特定個人情報を取り扱うシステムは、インターネットから分離されたネットワークで取扱い、当該ネットワークのパソコンからシステムを利用する。</p>	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[O] 委託しない
リスク： 委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容		
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法		
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[O] 提供・移転しない
リスク： 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルール内容及びルール遵守の確認方法		
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [O] 接続しない(提供)

リスク1: 目的外の入手が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	1 就学支援金事務処理システム ・就学支援金事務処理システムでは個人番号を保有することになる。情報提供ネットワークシステムを通じて入手した保護者等の所得に関する情報のみを電子媒体を利用したファイル連携により登録する。 2 業務担当課における措置 ・ログインした職員の所属によって照会可能な情報項目を判断する団体内統合宛名システムを通じてのみ情報照会を行うことで、情報照会が認められた特定個人情報の要求のみ行うことができる。 ・なりすましにより、異なる職員が不正に情報照会を行うことがないよう、団体内統合宛名システムのID及びパスワードについて、組織及び個人として適切な管理を行っている。 3 団体内統合宛名システムにおける措置 ・中間サーバーへの情報照会依頼の登録に当たっては、ログインした職員の所属によって、照会依頼が可能な情報項目について判断し、それ以外の項目については中間サーバーに送信しない仕組みとしている。 ・情報照会結果を照会する際にも、ログインした職員の所属によって、照会依頼が可能な情報項目について判断し、それ以外の項目については取得していても表示・出力しない仕組みとしている。 4 中間サーバー・ソフトウェアにおける措置 ①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2)番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するために使用するもの。 (※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク2: 不正な提供が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	(This area is intentionally left blank for the user to describe measures.)
リスクへの対策は十分か	[] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置

(This area is intentionally left blank for the user to describe other risks and measures.)
--

7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生あり]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容	①授業プリントの誤廃棄(105人分)、②電子メールの誤送信(144人分)、③電子メールの誤送信(1,551人分)、④生徒の評価データの滅失(256人分)、⑤教員免許状授与証明申請書データの誤送付(152人分)	
再発防止策の内容	①校外へ文書を持ち出す際は帳簿での管理を徹底し、保管時も細心の注意を払うよう職員間で周知した。②BCC機能の利用を徹底し、送信時は複数名での確認を行うこととした。③職員会議において、全職員に対し個人情報管理について再度、確認し、注意喚起するとともに、メール送信の際は複数で対応するとともに、送信時における作業確認リストを作成し、宛先の状況(BCC)、件名、送信メール内容等を逐次確認し、送信することとした。④生徒の評価データに関して、対策重要度に応じて、その都度所定のフォルダーに格納することを周知徹底するとともに、担当グループが適宜チェックする体制を作ることとし、また、情報管理をはじめ、ヒヤリハットや事故のおそれがあると感じた事案については、すぐに職場全体で共有し、不祥事を未然に防止することとした。⑤個人情報が含まれるデータの送信の際は、送信先及び添付ファイルに誤りがなく、複数人でのチェックを改めて徹底するよう課内で共有することとし、また、情報管理をはじめ、ヒヤリハットや事故のおそれがあると感じた事案については、すぐに職場全体で共有し、不祥事を未然に防止することとした。	
その他の措置の内容	<p><神奈川県における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報セキュリティ事故等に備え、組織内の連絡体制及び情報セキュリティ運営管理者等への連絡体制を確立することとしている。 ・特定個人情報を取り扱うシステムは、インターネットから分離されたネットワークで取扱い、当該ネットワークのパソコンからシステムを利用する。 <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 ・事前に申請し承認されてない物品、記憶媒体、通信機器などを不正に所持し、持出持込することがないよう、警備員などにより確認している。 ・中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ・中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
特定個人情報を取り扱うシステムは、インターネットから分離されたネットワークで取扱い、当該ネットワークのパソコンからシステムを利用する。		

8. 監査	
実施の有無	[<input checked="" type="checkbox"/>] 自己点検 [<input checked="" type="checkbox"/>] 内部監査 [] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<p><神奈川県としての措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員各層を対象にした研修において、情報セキュリティに関する事項を取り上げ、解説するようにしている。 ・本評価書に示したリスク措置について、「事務処理手引き」に掲載する。 ・本評価書に示したリスク措置について、新任の職員に対する研修において解説する。 ・職員に対して自己点検シートを提供し、情報セキュリティの確保のための適切な取組の啓発や定着を図る。 ・事務担当部署における自己点検以外に、情報企画課による内部監査を定期的実施している。 <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・IPA(情報処理推進機構)が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資料を作成し、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則(接続運用規程等)や情報セキュリティに関する教育を年次(年2回)及び随時(新規要員着任時)実施することとしている。
10. その他のリスク対策	
<p><中間サーバーにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの提言、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。 	

IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	神奈川県政策局政策部情報公開広聴課 〒231-8588 横浜市中区日本大通1 TEL 045-210-3714 神奈川県教育委員会教育局行政部財務課財務指導グループ 〒231-8588 横浜市中区日本大通1 TEL 045-210-8113
②請求方法	指定様式による書面の提出により開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。
③法令による特別の手続	
④個人情報ファイル簿への不記載等	
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	神奈川県教育委員会教育局行政部財務課財務指導グループ 〒231-8588 横浜市中区日本大通1 TEL 045-210-8113
②対応方法	問合せの受付時に受付票を起票し、対応について記録を残す。

V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	(基礎項目評価書公表日)
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	
②実施日・期間	
③主な意見の内容	
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	(審議会開催日)
②方法	神奈川県情報公開・個人情報保護審議会に報告し、意見を聴いた。
③結果	(審議会報告後、結果概要を記載予定)

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年11月16日	評価書名	高等学校等就学支援金の支給に関する事務(公立学校)に係る個人情報保護評価書(重点項目評価)	高等学校等就学支援金の支給に関する事務(公立学校) 重点項目評価書	事後	時点修正
平成30年11月16日	特定個人情報ファイル記録項目	(新規追加)	・配偶者控除等情報	事後	時点修正
令和2年10月14日	特定個人情報ファイル記録項目	(新規追加)	・課税所得額(課税標準額) ・市町村民税調整控除額 ・市町村民税均等割額 ・本人該当区分情報	事後	時点修正
令和2年10月14日	Ⅲ リスク対策 7 ②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	発生なし	発生あり	事後	時点修正
令和2年10月14日	Ⅲ リスク対策 7 ②その内容		①住吉高等学校での教務手帳の紛失(350人分)、②委託先での添乗員用マニュアルの紛失(409人分)、③試験結果の紛失(231人分)、④生徒指導要録の写し等の紛失(128人分)、⑤教務手帳の紛失(160人分)、⑥教務手帳の紛失(270人分)	事後	時点修正
令和2年10月14日	Ⅲ リスク対策 7 ②再発防止の内容		①鍵のかかるレターケースを購入し、当該レターケースに教務手帳を収納した上、ロッカー内に保管することを徹底した。②マニュアルに記載する個人情報を限定し、所定のバインダー等に綴じて取り扱うことを徹底するよう委託先事業者に指示した。③個人情報の保管場所を定め、記録簿などを用いて管理状況を確認することとした。④施錠可能な専用のロッカーを設け、点検表を用いて定期的に点検を行うこととした。⑤施錠可能なロッカーを購入し、日毎のチェックリストを用いて確認作業を行うこととした。⑥ロッカーを施錠する際に教務手帳の有無を個別に把握し、教務手帳の所在を確認するよう改めた。	事後	時点修正

令和3年2月13日	II 特定個人情報ファイルの概要 6	4 中間サーバーにおける措置 ・中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理している。	4 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 ・中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置している。データセンターへの入館、及びサーバー室への入室を行う際は、警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和3年2月13日	III リスク対策 6	4 中間サーバーにおける措置 ①情報照会機能により、(略)・・・照会許可照合リストとの照合を・・・(略) ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、・・・(略)	4 中間サーバー・ソフトウェアにおける措置 ①情報照会機能(※1)により、(略)・・・照会許可照合リスト(※2)との照合を・・・(略) ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、・・・(略) (※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2)番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するために使用するもの。 (※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和3年2月13日	III リスク対策 7	<中間サーバーにおける措置> (略)	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> (略) ・事前に申請し承認されてない物品、記憶媒体、通信機器などを不正に所持し、持出持込することがないよう、警備員などにより確認している。	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出

令和3年2月13日	Ⅲ リスク対策 9	<p><中間サーバーにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施している。 ・中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行っている。 	<p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・IPA(情報処理推進機構)が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資料を作成し、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則(接続運用規程等)や情報セキュリティに関する教育を年次(年2回)及び随時(新規要員着任時)実施することとしている。 	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和3年8月18日	Ⅳ 開示請求、問合せ 1.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ①請求先	神奈川県教育局行政部財務課財務指導グループ 〒231-8509 横浜市中区日本大通33	神奈川県教育局行政部財務課財務指導グループ 〒231-8588 横浜市中区日本大通1	事後	執務室の移転に伴う修正
令和3年8月18日	Ⅳ 開示請求、問合せ 2.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ ①連絡先	〒231-8509 横浜市中区日本大通33	〒231-8588 横浜市中区日本大通1	事後	執務室の移転に伴う修正
令和3年8月18日	Ⅲ リスク対策 7 ②その内容	①住吉高等学校での教務手帳の紛失(350人分)、②委託先での添乗員用マニュアルの紛失(409人分)、③試験結果の紛失(231人分)、④生徒指導要録の写し等の紛失(128人分)、⑤教務手帳の紛失(160人分)、⑥教務手帳の紛失(270人分)	①試験結果の紛失(231人分)、②生徒指導要録の写し等の紛失(128人分)、③教務手帳の紛失(160人分)、④教務手帳の紛失(270人分)、⑤生徒指導要録抄本等の誤廃棄(397人分)、⑥授業プリントの誤廃棄(105人分)、⑦電子メールの誤送信(144人分)	事後	時点修正
令和3年8月18日	Ⅲ リスク対策 7 ②再発防止の内容	①鍵のかかるレターケースを購入し、当該レターケースに教務手帳を収納した上、ロッカー内に保管することを徹底した。②マニュアルに記載する個人情報を限定し、所定のバインダー等に綴じて取り扱うことを徹底するよう委託先事業者に指示した。③個人情報の保管場所を定め、記録簿などを用いて管理状況を確認することとした。④施錠可能な専用のロッカーを設け、点検表を用いて定期的に点検を行うこととした。⑤施錠可能なロッカーを購入し、日毎のチェックリストを用いて確認作業を行うこととした。⑥ロッカーを施錠する際に教務手帳の有無を個別に把握し、教務手帳の所在を確認するよう改めた。⑦BCC機能の利用を徹底し、送信時は複数名での確認を行うこととした。	①個人情報の保管場所を定め、記録簿などを用いて管理状況を確認することとした。②施錠可能な専用のロッカーを設け、点検表を用いて定期的に点検を行うこととした。③施錠可能なロッカーを購入し、日毎のチェックリストを用いて確認作業を行うこととした。④ロッカーを施錠する際に教務手帳の有無を個別に把握し、教務手帳の所在を確認するよう改めた。⑤文書の管理責任者を明確にし、適切な保管場所での保管等について、職員間で改めて共有し、徹底した。⑥校外へ文書を持ち出す際は帳簿での管理を徹底し、保管時も細心の注意を払うよう職員間で周知した。⑦BCC機能の利用を徹底し、送信時は複数名での確認を行うこととした。	事後	時点修正

令和3年9月1日	I 基本情報 5.情報提供ネットワークシステムによる情報連携※ ②法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事前	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴う修正
令和4年7月8日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	・一定基準以下 ・保護者等のマイナンバーカード(通知カードも可。以下同様)	・一定基準未満 ・保護者等のマイナンバーカード	事後	時点修正
令和4年7月8日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム ②システムの機能	※神奈川県教育委員会が本システムに登録、参照する項目に個人番号は含まない。	(削除)	事後	時点修正
令和4年7月8日	I 基本情報 3. 特定個人情報ファイル名	就学支援金特定個人情報ファイル(公立学校)	1 台紙入力シート 2 住基ネット照会結果 3 台紙入力シート作成・住基照会	事後	時点修正
令和4年7月8日	II 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名	就学支援金特定個人情報ファイル(公立学校)	1 台紙入力シート 2 住基ネット照会結果 3 台紙入力シート作成・住基照会	事後	時点修正
令和4年7月8日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	委託する	委託しない	事後	時点修正
令和4年7月8日	(別添1)特定個人情報ファイル記録項目	(新規追加)	保護者等メールアドレス	事後	時点修正
令和4年7月8日	III リスク対策 1. 特定個人情報ファイル名	就学支援金特定個人情報ファイル(公立学校)	1 台紙入力シート 2 住基ネット照会結果 3 台紙入力シート作成・住基照会	事後	時点修正
令和4年7月8日	III リスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスクに対する措置の内容	就学支援金事務処理システムでは個人番号を保有せず	就学支援金事務処理システムでは個人番号を保有することになる	事後	時点修正
令和4年7月8日	III リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	[]委託しない	[○]委託しない	事後	記載誤りに伴う修正
令和4年7月8日	III リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスクに対する措置の内容	就学支援金事務処理システムでは個人番号を保有せず	就学支援金事務処理システムでは個人番号を保有することになる	事後	時点修正

令和4年7月8日	Ⅲ リスク対策 7 ②その内容	①試験結果の紛失(231人分)、②生徒指導要録の写し等の紛失(128人分)、③教務手帳の紛失(160人分)、④教務手帳の紛失(270人分)、⑤生徒指導要録抄本等の誤廃棄(397人分)、⑥授業プリントの誤廃棄(105人分)、⑦電子メールの誤送信(144人分)	①教務手帳の紛失(160人分)、②教務手帳の紛失(270人分)、③生徒指導要録抄本等の誤廃棄(397人分)、④授業プリントの誤廃棄(105人分)、⑤電子メールの誤送信(144人分)、⑥電子メールの誤送信(1,551人分)、⑦生徒の評価データの減失(256人分)	事後	時点修正
令和4年7月8日	Ⅲ リスク対策 7 ②再発防止の内容	①個人情報の保管場所を定め、記録簿などを用いて管理状況を確認することとした。②施錠可能な専用のロッカーを設け、点検表を用いて定期的に点検を行うこととした。③施錠可能なロッカーを購入し、日毎のチェックリストを用いて確認作業を行うこととした。④ロッカーを施錠する際に教務手帳の有無を個別に把握し、教務手帳の所在を確認するよう改めた。⑤文書の管理責任者を明確にし、適切な保管場所での保管等について、職員間で改めて共有し、徹底した。⑥校外へ文書を持ち出す際は帳簿での管理を徹底し、保管時も細心の注意を払うよう職員間で周知した。⑦BCC機能の利用を徹底し、送信時は複数名での確認を行うこととした。	①施錠可能なロッカーを購入し、日毎のチェックリストを用いて確認作業を行うこととした。②ロッカーを施錠する際に教務手帳の有無を個別に把握し、教務手帳の所在を確認するよう改めた。③文書の管理責任者を明確にし、適切な保管場所での保管等について、職員間で改めて共有し、徹底した。④校外へ文書を持ち出す際は帳簿での管理を徹底し、保管時も細心の注意を払うよう職員間で周知した。⑤BCC機能の利用を徹底し、送信時は複数名での確認を行うこととした。⑥職員会議において、全職員に対し個人情報管理について再度、確認し、注意喚起するとともに、メール送信の際は複数で対応するとともに、送信時における作業確認リストを作成し、宛先の状況(BCC)、件名、送信メール内容等を逐次確認し、送信することとした。⑦生徒の評価データに関して、対策重要度に応じて、その都度所定のフォルダーに格納することを周知徹底するとともに、担当グループが適宜チェックする体制を作ることとし、また、情報管理をはじめ、ヒヤリハットや事故のおそれがあると感じた事案については、すぐに職場全体で共有し、不祥事を未然に防止することとした。	事後	時点修正
令和5年3月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録される項目	(新規追加)	生活保護・社会福祉関係情報	事前	デジタル改革関連法等の公布及び一部施行に伴う修正令和4年度末変更予定 なお、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられるため重要な変更にあたらない。

(公表日)	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容 ②	就学支援金の受給を希望する生徒からの、保護者等のマイナンバーカードの写しの提出	就学支援金の受給を希望する生徒からの、保護者等のマイナンバーの提出	事後	時点修正
(同上)	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱うシステム システム1 ②システムの機能	<ul style="list-style-type: none"> ・就学支援金に関する法律等に基づき、神奈川県教育委員会が学校に在学する支給対象の生徒に就学支援金を支給する事務を実施するために必要となる機能を備える。 ・就学支援金の支給対象者である生徒の情報を管理する。 ・税額情報照会の対象者(保護者等)の情報を管理し、保護者等を一意に特定するID(個人番号ではなく、本システム固有のID)を発番し、情報照会対象者(保護者等)の一覧を出力する。 ・情報提供ネットワークシステムを利用して取得した保護者等の税額情報を取り込み、受給資格の審査を行う。 ・審査結果に基づき、受給資格を認定する通知書等を出力する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・就学支援金に関する法律等に基づき、神奈川県教育委員会が学校に在学する支給対象の生徒に就学支援金を支給する事務を実施するために必要となる機能を備える。 ・就学支援金の支給対象者である生徒の情報を管理する。 ・税額情報照会の対象者(保護者等)の情報を管理し、情報照会対象者(保護者等)の一覧を出力する。 ・情報提供ネットワークシステムを利用して取得した保護者等の税額情報を取り込み、受給資格の審査を行う。 ・審査結果に基づき、受給資格を認定する通知書等を出力する。 	事後	時点修正
(同上)	I 基本情報 6. 評価実施 機関における担当部署 ①部署	教育委員会行政部財務課	教育委員会教育局行政部財務課	事後	時点修正
(同上)	II 特定個人情報ファイルの 概要 3. 特定個人情報の入 手・使用 ②入手方法	[]その他	[O]その他(就学支援金事務処理システム)	事後	時点修正

<p>(同上)</p>	<p>Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (別添1) 特定個人情報ファイル記録項目</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒ログインID ・生徒ふりがな ・生徒氏名 ・学校名 ・生徒学年・クラス・出席番号 ・保護者等ID(業務宛名番号) ・個人番号(保護者等) ・保護者等ふりがな ・保護者等氏名 ・保護者等生年月日 ・保護者等メールアドレス ・保護者等の課税地機関コード ・課税年度 ・市町村民税所得割額 ・都道府県民税所得割額 ・配偶者控除等情報 ・課税所得額(課税標準額) ・市町村民税調整控除額 ・市町村民税均等割額 ・本人該当区分情報 <p>※保護者等の情報は生徒1名につき、原則として2名分を記録する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒ログインID ・生徒ふりがな ・生徒氏名 ・学校名 ・生徒学年・クラス・出席番号 ・保護者等ID(業務宛名番号) ・個人番号(保護者等) ・保護者等ふりがな ・保護者等氏名 ・保護者等生年月日 ・保護者等メールアドレス ・保護者等の課税地機関コード ・課税年度 ・市町村民税所得割額 ・都道府県民税所得割額 ・配偶者控除等情報 ・課税所得額(課税標準額) ・市町村民税調整控除額 ・市町村民税均等割額 ・本人該当区分情報 ・生活扶助の有無 <p>※保護者等の情報は生徒1名につき、原則として2名分を記録する。</p>	<p>事後</p>	<p>時点修正</p>
<p>(同上)</p>	<p>Ⅲ リスク対策 2. 特定個人情報入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスクに対する措置の内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・申請者向けの説明資料において、添付書類の名称を具体的に指定することで、必要のない情報や対象者が含まれるリスクを軽減する。また、提出時に必要のない情報等が含まれていた場合には返却や不要な箇所に黒塗りを行う等の対応を徹底する。 ・業務遂行にあたっては、申請書に記載された以外の情報は使用しない。申請書には、取得が認められない特定個人情報に係る情報に関する記載欄を設けないほか、職員に対しては、口頭であっても、不要な情報を取得しないように指示する。 ・申請書の様式は文部科学省が定めた様式を使用するため、必要のない情報が含まれるリスクの発生を軽減する。 ・特定個人情報を照会できる職員を必要最小限に限定し、漏えい・紛失のリスクを軽減する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・申請者向けの説明資料において、添付書類の名称を具体的に指定することで、必要のない情報や対象者が含まれるリスクを軽減する。また、提出時に必要のない情報等が含まれていた場合には返却や不要な箇所に黒塗りを行う等の対応を徹底する。 ・業務遂行にあたっては、申請書に記載された以外の情報は使用しない。申請書には、取得が認められない特定個人情報に係る情報に関する記載欄を設けないほか、職員に対しては、口頭であっても、不要な情報を取得しないように指示する。 ・申請書は文部科学省が定めた様式・または専用のシステムを使用するため、必要のない情報が含まれるリスクの発生を軽減する。 ・特定個人情報を照会できる職員を必要最小限に限定し、漏えい・紛失のリスクを軽減する。 	<p>事後</p>	<p>時点修正</p>

(同上)	Ⅲ リスク対策 7. 特定個人情報情報の保管・消去 ②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか その内容	①教務手帳の紛失(160人分)、②教務手帳の紛失(270人分)、③生徒指導要録抄本等の誤廃棄(397人分)、④授業プリントの誤廃棄(105人分)、⑤電子メールの誤送信(144人分)、⑥電子メールの誤送信(1,551人分)、⑦生徒の評価データの減失(256人分)	①授業プリントの誤廃棄(105人分)、②電子メールの誤送信(144人分)、③電子メールの誤送信(1,551人分)、④生徒の評価データの減失(256人分)、⑤教員免許状授与証明申請書データの誤送付(152人分)	事後	時点修正
(同上)	Ⅲ リスク対策 7. 特定個人情報情報の保管・消去 ②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか 再発防止の内容	施錠可能なロッカーを購入し、日毎のチェックリストを用いて確認作業を行うこととした。②ロッカーを施錠する際に教務手帳の有無を個別に把握し、教務手帳の所在を確認するよう改めた。③文書の管理責任者を明確にし、適切な保管場所での保管等について、職員間で改めて共有し、徹底した。④校外へ文書を持ち出す際は帳簿での管理を徹底し、保管時も細心の注意を払うよう職員間で周知した。⑤BCC機能の利用を徹底し、送信時は複数名での確認を行うこととした。⑥職員会議において、全職員に対し個人情報管理について再度、確認し、注意喚起するとともに、メール送信の際は複数で対応するとともに、送信時における作業確認リストを作成し、宛先の状況(BCC)、件名、送信メール内容等を逐次確認し、送信することとした。⑦生徒の評価データに関して、対策重要度に応じて、その都度所定のフォルダーに格納することを周知徹底するとともに、担当グループが適宜チェックする体制を作ることとし、また、情報管理をはじめ、ヒヤリハットや事故のおそれがあると感じた事案については、すぐに職場全体で共有し、不祥事を未然に防止することとした。	①校外へ文書を持ち出す際は帳簿での管理を徹底し、保管時も細心の注意を払うよう職員間で周知した。②BCC機能の利用を徹底し、送信時は複数名での確認を行うこととした。③職員会議において、全職員に対し個人情報管理について再度、確認し、注意喚起するとともに、メール送信の際は複数で対応するとともに、送信時における作業確認リストを作成し、宛先の状況(BCC)、件名、送信メール内容等を逐次確認し、送信することとした。④生徒の評価データに関して、対策重要度に応じて、その都度所定のフォルダーに格納することを周知徹底するとともに、担当グループが適宜チェックする体制を作ることとし、また、情報管理をはじめ、ヒヤリハットや事故のおそれがあると感じた事案については、すぐに職場全体で共有し、不祥事を未然に防止することとした。⑤個人情報が含まれるデータの送信の際は、送信先及び添付ファイルに誤りがないか、複数人でのチェックを改めて徹底するよう課内で共有することとし、また、情報管理をはじめ、ヒヤリハットや事故のおそれがあると感じた事案については、すぐに職場全体で共有し、不祥事を未然に防止することとした。	事後	時点修正

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	高校生等奨学給付金の支給に関する事務(国公立高等学校等) 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

神奈川県教育委員会は、高校生等奨学給付金の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

神奈川県教育委員会

公表日

[平成31年1月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	高校生等奨学給付金の支給に関する事務(国公立高等学校等)
②事務の概要	神奈川県教育委員会では、国公立の高等学校等(高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年法律第18号)第2条各号(第3号を除く。))に掲げるものをいう。以下「高等学校等」という。)における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的として、高等学校等に在学する高校生等の親権者を含む保護者(以下「保護者等」という。)が負担する授業料等以外の教育に必要な経費について、給付金の支給を行っている。 当該給付金は、生活保護法(昭和25年法律第144号)第36条の規定による生業扶助が行われている世帯又は保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税であることを要件としていることから、保護者等の税額情報について、情報提供ネットワークシステムを通じて照会し、受給資格の審査を行うものである。
③システムの名称	奨学給付金システム(アクセス)、団体内統合宛名システム、中間サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム
2. 特定個人情報ファイル名	
高校生等奨学給付金特定個人情報照会ファイル(国公立高等学校等)	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第2項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用範囲及び特定個人情報の提供に関する条例別表第1の9の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用範囲及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則別表第1の9の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<input type="checkbox"/> 実施する <input type="checkbox"/> 実施しない <input type="checkbox"/> 未定 <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第9号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第9号に基づく特定個人情報の提供に関する規則第2条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	神奈川県教育委員会教育局行政部財務課高校奨学金グループ
②所属長の役職名	教育局行政部財務課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	神奈川県政策局政策部情報公開広聴課 〒231-8588 横浜市中区日本大通1 TEL 045-210-3714 神奈川県教育委員会教育局行政部財務課高校奨学金グループ 〒231-8588 横浜市中区日本大通1 TEL 045-210-8251
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	神奈川県教育委員会教育局行政部財務課高校奨学金グループ 〒231-8588 横浜市中区日本大通1 TEL 045-210-8251

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年3月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="radio"/>]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [<input type="checkbox"/>]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [<input type="checkbox"/>]接続しない(入手) [<input type="checkbox"/>]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月27日	II しきい値判断項目 1.対象人数	平成30年3月31日時点	平成31年3月31日時点		時点修正
令和1年6月27日	II しきい値判断項目 2.取扱者数	平成30年3月31日時点	平成31年3月31日時点		時点修正
令和1年6月27日	IVリスク対策		記載のとおり		様式改正
令和2年10月14日	II しきい値判断項目 1.対象人数	平成31年3月31日 時点	令和2年3月31日 時点	事後	時点修正
令和2年10月14日	II しきい値判断項目 2.取扱者数	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	時点修正
令和3年8月18日	I 関連情報 7.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	〒231-8509 横浜市中区日本大通33	〒231-8588 横浜市中区日本大通1	事後	時点修正
令和3年8月18日	I 関連情報 7.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	〒231-8509 横浜市中区日本大通33	〒231-8588 横浜市中区日本大通1	事後	時点修正
令和3年8月18日	II しきい値判断項目 1.対象人数	令和2年3月31日 時点	令和3年3月31日 時点	事後	時点修正
令和3年8月18日	II しきい値判断項目 2.取扱者数	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	時点修正
令和3年9月1日	I 関連情報 4.情報提供 ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく特定個人情報の提供に関する規則第2条	・番号法第19条第9号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第9号に基づく特定個人情報の提供に関する規則第2条	事前	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴う修正
令和4年7月8日	II しきい値判断項目 1.対象人数	令和3年3月31日 時点	令和4年3月31日 時点	事後	時点修正
令和4年7月8日	II しきい値判断項目 2.取扱者数	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	時点修正
(公表日)	II しきい値判断項目 1.対象人数	令和4年3月31日 時点	令和5年3月31日 時点	事後	時点修正
(同上)	II しきい値判断項目 2.取扱者数	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	時点修正

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
3	特別支援教育就学奨励費負担金の支給に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

神奈川県教育委員会は特別支援教育就学奨励費負担金の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏洩その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

神奈川県教育委員会

公表日

[平成31年1月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	特別支援教育就学奨励費負担金の支給に関する事務
②事務の概要	(概要)「特別支援学校への就学奨励に関する法律」及び「神奈川県特別支援教育就学奨励費支給要綱」に基づき、特別支援学校へ就学する児童等の保護者等の経済的負担を軽減するため、その負担能力の程度に応じて、特別支援学校への就学のため必要な経費について支給する。 (内容)特別支援教育就学奨励費の支弁区分の決定及び保護者への支給
③システムの名称	特別支援教育就学奨励費システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
特別支援教育就学奨励費支給ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 項番26 番号法第22条第1項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報提供】 ・番号法第19条第8号 別表第二項番26及び87 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第19条第1号ナ、第44条第1号ナ 【情報照会】 ・番号法第19条第8号 別表第二項番37 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第23条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	教育局支援部特別支援教育課
②所属長の役職名	特別支援教育課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	神奈川県政策局政策部情報公開広聴課 〒231-8588 神奈川県横浜市中区日本大通1 電話045-210-1111内線3720 神奈川県教育局支援部特別支援教育課 〒231-8588 神奈川県横浜市中区日本大通1 電話045-210-1111内線8290
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	神奈川県教育局支援部特別支援教育課 〒231-8588 神奈川県横浜市中区日本大通1 電話045-210-1111内線8290

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="checkbox"/>]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input checked="" type="checkbox"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月27日	事務の概要	(概要)「特別支援学校への就学奨励に関する法律」に基づき、特別支援学校へ就学する児童等の保護者等の経済的負担を軽減するため、その負担能力の程度に応じて、特別支援学校への就学のため必要な経費について支給する。	(概要)「特別支援学校への就学奨励に関する法律」及び「神奈川県特別支援教育就学奨励費支給要綱」に基づき、特別支援学校へ就学する児童等の保護者等の経済的負担を軽減するため、その負担能力の程度に応じて、特別支援学校への就学のため必要な経費について支給する。	事後	
令和1年6月27日	対象人数・取扱者数	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和1年6月27日	リスク対策		記載のとおり	事後	新様式への変更による追加
令和2年10月14日	対象人数・取扱者数	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	
令和3年8月18日	対象人数・取扱者数	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	
令和3年8月18日	特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	〒231-8509 神奈川県横浜市中区日本大通33	〒231-8588 神奈川県横浜市中区日本大通1	事後	
令和3年8月18日	特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	〒231-8509 神奈川県横浜市中区日本大通33	〒231-8588 神奈川県横浜市中区日本大通1	事後	
令和3年9月1日	情報提供ネットワークシステムによる情報連携法令上の根拠	【情報提供】 ・番号法第19条第7号 別表第二項番26及び87 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第19条第1号ネ、第44条第1号ネ 【情報照会】 ・番号法第19条第7号 別表第二項番37 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第23条	【情報提供】 ・番号法第19条第8号 別表第二項番26及び87 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第19条第1号ナ、第44条第1号ナ 【情報照会】 ・番号法第19条第8号 別表第二項番37 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第23条	事前	番号法改正に伴う変更
令和4年7月8日	システムの名称	Microsoft Excel、団体内統合宛名システム、中間サーバー	特別支援教育就学奨励費システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー	事後	
令和4年7月8日	対象人数・取扱者数	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	
(公表日)	対象人数・取扱者数	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
4	特別支援教育就学奨励費補助金の支給に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

神奈川県教育委員会は特別支援教育就学奨励費補助金の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏洩その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

神奈川県教育委員会

公表日

[平成31年1月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	特別支援教育就学奨励費補助金の支給に関する事務
②事務の概要	(概要)「特別支援学校への就学奨励に関する法律」及び「神奈川県特別支援教育就学奨励費支給要綱」に基づき、特別支援学校へ就学する児童等の保護者等の経済的負担を軽減するため、その負担能力の程度に応じて、特別支援学校への就学のため必要な経費について支給する。 (内容)特別支援教育就学奨励費の支弁区分の決定及び保護者への支給
③システムの名称	特別支援教育就学奨励費システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
特別支援教育就学奨励費支給ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第2項 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用範囲及び特定個人情報の提供に関する条例 第3条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報照会】 ・番号法第19条第9号 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用範囲及び特定個人情報の提供に関する条例 第4条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	教育局支援部特別支援教育課
②所属長の役職名	特別支援教育課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	神奈川県政策局政策部情報公開広聴課 〒231-8588 神奈川県横浜市中区日本大通1 電話045-210-1111内線3720 神奈川県教育局支援部特別支援教育課 〒231-8588 神奈川県横浜市中区日本大通1 電話045-210-1111内線8290
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	神奈川県教育局支援部特別支援教育課 〒231-8588 神奈川県横浜市中区日本大通1 電話045-210-1111内線8290

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="checkbox"/>]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input checked="" type="checkbox"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月27日	事務の概要	(概要)「特別支援学校への就学奨励に関する法律」並びに「要保護児童生徒援助費補助金及び特別支援教育就学奨励費補助金交付要綱」に基づき、特別支援学校へ就学する児童等の保護者等の経済的負担を軽減するため、その負担能力の程度に応じて、特別支援学校への就学のため必要な経費について支給する。	(概要)「特別支援学校への就学奨励に関する法律」及び「神奈川県特別支援教育就学奨励費支給要綱」に基づき、特別支援学校へ就学する児童等の保護者等の経済的負担を軽減するため、その負担能力の程度に応じて、特別支援学校への就学のため必要な経費について支給する。	事後	
令和1年6月27日	対象人数・取扱者数	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和1年6月27日	リスク対策		記載のとおり	事後	新様式への変更による追加
令和2年10月14日	対象人数・取扱者数	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	
令和2年10月14日	情報提供ネットワークシステムによる情報連携法令上の根拠	・番号法第19条第8項	・番号法第19条第8号	事後	
令和3年8月18日	対象人数・取扱者数	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	
令和3年8月18日	特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	〒231-8509 神奈川県横浜市中区日本大通33	〒231-8588 神奈川県横浜市中区日本大通1	事後	
令和3年8月18日	特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	〒231-8509 神奈川県横浜市中区日本大通33	〒231-8588 神奈川県横浜市中区日本大通1	事後	
令和3年9月1日	情報提供ネットワークシステムによる情報連携法令上の根拠	【情報照会】 ・番号法第19条第8号 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用範囲及び特定個人情報の提供に関する条例 第4条	【情報照会】 ・番号法第19条第9号 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用範囲及び特定個人情報の提供に関する条例 第4条	事前	番号法改正に伴う変更
令和4年7月8日	システムの名称	Microsoft Excel、団体内統合宛名システム、中間サーバー	特別支援教育就学奨励費システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー	事後	
令和4年7月8日	対象人数・取扱者数	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	
(公表日)	対象人数・取扱者数	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	